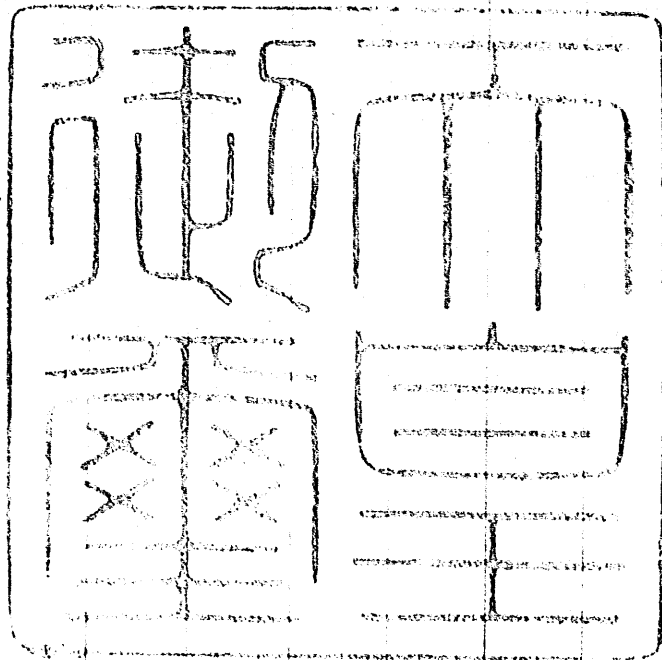


條約第五号

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ獨逸國柏林ニ於テ帝國外  
十四箇國全權委員ノ記名調印シタル文學的及  
美術的著作物保護修正ベルス條約ヲ批准シ茲ニ之  
ヲ公布セシム

睦仁



明治四十三年九月七日

内閣總理大臣侯爵桂

大輔

外務大臣伯爵

小村壽吉郎

内務大臣法學博士男爵

平田東助

條約第五號

文學的及美術的著作物保護條正ル又條約

獨逸帝國ノ名ヲ以テスル獨逸國皇帝普

魯西國皇帝陛下、白耳義國皇帝陛下、丁抹

國皇帝陛下、西班牙國皇帝陛下、佛蘭西共

和國大統領、大不列顛愛蘭聯合王國兼印

度國皇帝陛下、伊太利國皇帝陛下、日本國

皇帝陛下、リベリヤ共和國大統領、盧森堡國

大公ナツツル公殿下、モナコ國公殿下、諾威

國皇帝陛下、瑞典國皇帝陛下、瑞西聯邦政

府突尼斯國王殿下ハ文學的及美術的著作物ニ關シ著作ノ權利ヲ及フ限り有  
效且均等ノ方法ヲ以テ保護セムコトヲ  
均シク希望シ之カ為千八百八十六年九  
月九日附ベルヌ條約其ノ附屬追加條款  
及終局議定書並千八百九十六年五月四  
日附巴里追加規定及解釋宣言書ヲ修正  
スル條約ヲ締結スルニ決定シ各其ノ全  
權委員ヲ任命セリ(委員氏名省畧)  
因テ各全權委員ハ互ニ其ノ全權委任狀

ヲ示シ其ノ良好妥當ナルヲ認メ以テ左  
ノ諸條ヲ協定セリ

第一條 締盟國ハ文學的及美術的著作  
物ニ關シ著作ノ權利ヲ保護セムカ  
為同盟ヲ組織ス

第二條 文學的及美術的著作物ナル名  
稱ハ複製ノ方法若ハ形式ノ如何ヲ問  
ハス書籍小冊子及其他ノ文書演劇脚本  
樂譜入演劇脚本登場力文書其他方法以  
テ定メラレタル舞譜及無言劇文句入り又ハ

文句ナレノ樂譜、圖畫、油畫、建築、彫刻、銅版畫及石版畫ニ關スル著作物、圖解、地圖、地理學、地文學、建築學若ハ科學ニ關スル圖畫及模型ノ如キ文藝學術若ハ美術ノ範圍ニ屬スル一切ノ製作物ヲ包含ス

翻譯、翻案、變曲其ノ他文學的若ハ美術的著作物ノ變形複製物竝異ナリタル著作物ノ編輯物ハ原作物ノ著作權ノ權利ヲ害セサル範圍内ニ於テ原著作

物ト同一ニ保護セララルヘキモノトス  
締盟國ハ前二項ニ規定セル著作物ノ保護ヲ為スヘキ義務ヲ有ス

工業ニ應用シタル美術物ハ各國內國法ノ認ムル場合ニ於テ之ヲ保護スヘキモノトス

第三條 本條約ハ寫真及之ト類似ノ方法ヲ以テ作りタル著作物ニ適用ス  
締盟國ハ之ヲ保護スヘキ義務ヲ有ス

第四條 同盟國ノ一ニ屬スル著作權ハ

公ニセサル若ハ同盟國ノ一ニ於テ始  
メテ公ニシタル著作物ニ關シ著作物  
ノ本國以外ノ國ニ於テ其ノ國法カ内  
國人ニ現ニ許與シ若ハ将来許與スヘ  
キ權利竝特ニ本條約ニ依リ許與セラ  
レタル權利ヲ享有ス  
右權利ノ享有及行使ハ何等方式ノ履  
行ヲ要セス其ノ享有及行使ハ著作物  
ノ本國ニ於ケル保護ノ存在ニ係ルコ  
トナシ從テ本條約ニ定メタル規定ノ

外保護ノ範圍竝權利防衛ノ為著作  
ニ擔保セラレタル救済ノ方法ハ專ラ  
保護ノ要求セララルル國ノ法律ニ依ル  
ヘキモノトス

公ニセサル著作物ニ關シテハ著作  
ノ屬スル國ヲ以テ作者ノ本國トシ  
公ニシタル著作物ニ關シテハ第一發  
行ノ國ヲ以テ本國トシ數箇ノ同盟國  
ニ於テ同時ニ公ニシタル著作物ニ關  
シテハ右諸國ノ中ニ付其ノ國法ノ許

與スル保護ノ期間最モ短キ國ヲ以テ  
其ノ本國トス同盟ニ屬セサル國ト同  
盟國トニ於テ同時ニ公ニシタル著作  
物ニ關シテハ同盟國ヨ以テ本國ト者  
做ス  
公ニシタル著作物トハ本條約ノ意義ニ  
於テハ刊行シタル著作物ヲ云フ演劇  
脚本若ハ樂譜入演劇脚本ノ興行音樂  
的著作物ノ演奏美術的著作物ノ展覽  
及建築的著作物ノ建設ハ公ニスルノ

意味ニアラサルモノトス

第五條 同盟國ニ屬スル著作家ニシテ  
他ノ同盟國ニ於テ始メテ其ノ著作物  
ヲ公ニシタルトキハ其ノ國ニ於テ内  
國著作家ト同一ノ權利ヲ有ス

第六條 同盟國ニ屬セサル著作家ニシ  
テ同盟國ノ一ニ於テ始メテ其ノ著作  
物ヲ公ニシタルトキハ其ノ國ニ於テ  
ハ内國著作家ト同一ノ權利ヲ享有シ  
他ノ同盟國ニ於テハ本條約ノ許與ス



ル權利ヲ享有ス

第七條 本條約ニ依リ許與スル保護ノ期間ハ著作家ノ生存間及其ノ死後五十年トス

然レトモ同盟國ノ凡テカ前項ノ期間ヲ採用セサル場合ニ於テハ保護期間ハ保護ノ要求セラレタル國ノ法律ニ依ルヘキモノトス且著作物ノ本國ニ於テ定メタル期間ヲ超過スルコトヲ得ス從テ締盟國ハ自國ニ於ケル期間

ニ合致スル範圍内ニアラサレハ前項ノ規定ヲ適用スルヲ要セス

寫真著作物及寫真ト類似ノ方法ヲ以テ作りタル著作物遺著無名若ハ變名著作物ニ關シテハ保護ノ期間ハ保護ノ要求セラレタル國ノ法律ニ依ルヘキモノトス但シ著作物ノ本國ニ於ケル期間ヲ超過スルコトヲ得ス

第八條 公ニセサル著作物ノ著作家ニシテ同盟國ノ一ニ屬スル者及同盟國

ノ一ニ於テ始メテ公ニシタル著作物  
ノ著作家ハ原著物ニ關スル權利ノ  
存續期間他ノ同盟國ニ於テ其ノ著作  
物ヲ翻譯シ若ハ翻譯セシムル特權ヲ  
享有ス

第九條 同盟國ノ一ニ於ケル新聞紙若  
ハ定期刊行物中ニ掲ケタルロマン  
フオイユトニ、スローヴェル及其ノ他目  
的ノ如何ヲ問ハス文藝學術若ハ美術  
ノ一切ノ著作物ハ著作家ノ承諾ヲ得

ルニアラサレハ他國ニ於テ轉載スル  
コトヲ得ス

ロマンフオイユトニ、スローヴェル以外ノ新聞紙  
ノ記事ハ轉載ヲ禁止スル明示ナキ場  
合ニ於テハ他ノ新聞紙ニ轉載スルコ  
トヲ得但シ其ノ出所ヲ示スコトヲ要  
ス此ノ義務ニ對スル制裁ハ保護ノ要  
求セラレタル國ノ法律ニ依リテ之ヲ  
定ム

本條約ノ保護ハ時事ノ記事若ハ單ニ



新聞ノ報道ニ過キサル雜報ニハ之ヲ  
適用セス

第十條 教科用ニ供ニ又ハ科學的ノ性  
質ヲ有スル著作物發行ノ為若ハ節用  
編輯ノ為ニ文學的若ハ美術的著作物  
ヲ適法ニ拔萃スルノ權能ニ關シテハ  
同盟各國ノ法律及同盟國間ニ現存ニ  
若ハ將來締結スヘキ特別ノ取極ニ準  
據スヘシ

第十一條 本條約ノ規定ハ公ニシタル

モノト否トヲ問ハス演劇脚本若ハ樂  
譜入演劇脚本ノ興行及音樂的著作物  
ノ演奏ニ之ヲ適用ス

演劇脚本若ハ樂譜入演劇脚本ノ著作  
者ハ原著作物ニ關スル其ノ權利ノ存  
續スル期間内ハ其ノ翻譯ノ許可ナキ  
興行ニ對シテ保護セララルモノトス  
本條ノ保護ヲ享有セム力為ニハ著作  
者ハ著作物發行ノ際其ノ興行又ハ演  
奏ヲ禁止スルコトヲ明示スルヲ要セ

ス

第十二條 翻案變曲及小説若ハ詩歌ト  
 演劇脚本トノ相互ノ變作等ノ如キ文  
 學的若ハ美術的著作物ノ許可ナキ間  
 接ノ剽竊ハ同一ノ形體若ハ其ノ他ノ  
 形體ニ於テ單ニ主要ナラサル變更増  
 補又ハ節約ヲ加ヘタル複製ニ過キス  
 コテ新著作物タル性質ヲ具備セサル  
 場合ニ於テハ本條約ヲ適用スヘキ不  
 法複製中ニ包含セラレヘキモノトス

第十三條 音樂的著作物ノ著作人ハ左  
 ノ事項ヲ許可スルノ特權ヲ有ス  
 (一) 音樂的著作物ヲ機械的ニ複製スル  
 ノ用ニ供スル機器ニ其ノ著作物ヲ  
 寫調スルコト  
 (二) 前號ノ機器ヲ以テ其ノ著作物ヲ演  
 奏スルコト  
 本條ノ適用ニ關スル留保及條件ハ各  
 國ノ内國法ノ定ムル所ニ依ル但此  
 ノ種ノ留保及條件ハ之ヲ定メタル國

ニノミ效力ヲ有ス

第一項ノ規定ハ溯及效力ヲ有セス從テ  
同盟國ニ於テハ其ノ國ニ於テ本條約  
實施前適法ニ機械的器具ニ寫調シタ  
ル著作物ニハ適用セス

本條第二項及第三項ノ規定ニ基ク寫  
調ニシテ利害關係人ノ許可ナク且之  
ヲ適法ト認メサル國ニ輸入セラレタル場  
合ニ於テハ其ノ國ニ於テ之ヲ差押フ  
ルコトヲ得

第十四條 文學的學術的若ハ美術的著

作物ノ著作人ハ活動寫真ニ依ル複製  
及興行ヲ許可スルノ特權ヲ有ス

活動寫真的製作物ハ著作人カ登場若  
ハ現出セラレタル事件ノ組合ニ依  
リ其ノ製作物ニ人的且原始的ノ性質  
ヲ與ヘタル場合ニ於テハ之ヲ文學的  
若ハ美術的著作物ト看做ス

文學的學術的若ハ美術的著作物ノ活  
動寫真ニ依ル複製ハ原著作物ト同一

ニ保護セラルヘキモノトス但シ原著  
作者ノ権利ヲ害スルコトヲ得ス  
前三項ノ規定ハ其ノ他活動寫真術ト  
類似ノ方法ヲ以テ作リタル複製物若ハ製  
作物ニ適用ス

第十五條 本條約ニ依リテ保護セラル  
ル著作家ハ反對ノ證據ナキ限り真正  
ノ著作家ト看做サレ從テ同盟國ノ裁  
判所ニ於テ偽作者ニ對シテ訴訟ノ提  
起ヲ許容セラレムカ為ニハ自己ノ氏

名ヲ普通ノ方法ニ依リ其ノ著作物ニ  
記載スルヲ以テ足レリトス  
無名又ハ變名著作物ニ關シテハ其ノ  
著作物ニ記名シタル發行者ニ於テ著  
作者ニ屬スル權利ヲ防護スルノ權能  
ヲ有ス發行者ハ別ニ證據ヲ要セス  
テ無名又ハ變名著作者ノ承継人ト看  
做サルヘキモノトス

第十六條 總テ偽作物ハ原著作物カ法  
律上ノ被保護權ヲ有スル所ノ同盟國

ノ當該官廳ニ於テ之ヲ差押フルコト  
ヲ得

前項ノ同盟國ニ於テハ著作物カ保護  
セラレス若ハ保護ノ止ミタル國ヨリ  
來ル複製物ヲモ差押フルコトヲ得  
右ノ差押ハ各國ノ法律ニ從テ之ヲ行  
フモノトス

第十七條 本條約ノ規定ハ同盟各國ノ  
政府カ法律ノ規定若ハ警察處分ニ依  
リ當該官廳ヨシテ著作物ノ發賣頒布

興行公示ヲ許可シ監督ニ禁止セシム  
ルノ權利ニ何等ノ影響ヲ及ホササル  
モノトス

第十八條 本條約ハ本條約實施ノ際其  
ノ本國ニ於テ保護期間ノ滿了ニ依リ  
未夕公有ニ屬セサル一切ノ著作物ニ  
適用ス  
然レトモ著作物カ保護ノ滿了ニ依リ  
保護ノ要求セラルル國ニ於テ公有ニ  
屬セル場合ニ於テハ其ノ著作物ハ更

ニ保護セララルルコトナシ

右原則ノ適用ハ之ニ關シ同盟國間ニ  
現存シ若ハ将来締結スヘキ特別條約  
ノ規定ニ從フヘキモノトス但シ之ニ  
類スル規定存在セサルトキハ各國其  
ノ關スル所ニ從ヒ右原則ノ適用ニ關  
スル方法ヲ定ムヘシ

前三項ノ規定ハ新同盟國加入ノ場合  
及保護期間カ第七條ノ適用ニ依リ擴  
張セラレタル場合ニモ亦之ヲ適用ス

第十九條 本條約ノ規定ハ同盟國ノ法  
律ニ依リ外國人ノ為ニ定メララル一  
層寬大ナル規定ノ適用ヲ妨ケス

第二十條 同盟國政府ハ同盟ニ依リ附  
與セラレタル權利ヨリ廣大ナル權利  
ヲ著作者ニ附與スルコトニ付若ハ本  
條約ニ抵觸セサル限りハ他ノ規定ヲ  
設ケテ各國相互間ニ特別ノ取極ヲ締  
結スルノ權ヲ留保ス此ノ條件ニ反セ  
サル現存ノ取極ノ規定ハ仍其ノ效力



ヲ有ス

第二十一條 文學的及美術的著作物保護萬國同盟事務局ナル名稱ヲ附セ  
ル萬國事務局ハ之ヲ維持ス  
右事務局ハ瑞西聯邦政府ノ下ニ之ヲ  
置ク瑞西聯邦政府ハ其ノ組織ヲ定メ  
且其ノ事務ヲ監督ス  
佛蘭西語ヲ以テ萬國事務局ノ公用語  
トス

第二十二條 萬國事務局ハ文學的及美

術的著作物ノ著作權保護ニ關スル各  
種ノ報告ヲ蒐集編纂シテ之ヲ發行ス  
萬國事務局ハ同盟共同ノ利益ニ關ス  
ル事項ヲ講究ス而シテ又諸政府ヨリ  
受領シタル書類ヲ参照シテ同盟ノ目  
的ニ關スル諸問題ヲ佛蘭西語ニテ記  
載シタル定期刊行ノ雜誌ヲ編纂ス同  
盟國政府ハ經驗上必要ト認ムル場合  
ニ於テハ各國共同ノ合意ヲ以テ萬國  
事務局ヲシテ他ノ一箇若ハ數箇ノ國

語ヲ以テ雜誌ヲ發行セシムル權利ヲ  
留保ス

萬國事務局ハ常ニ文學的及美術的著  
作物ノ保護ニ關シ同盟國ノ必要ナリ  
トスル事項ニ付其ノ請求ニ應シテ特  
殊報告ヲ與フルコトヲ要ス

萬國事務局長其ノ所管事務ニ付毎年  
報告書ヲ作り之ヲ同盟各國ニ報告ス  
第二十三條 萬國事務局ノ經費ハ各締  
盟國共同シテ之ヲ負擔ス其ノ經費總

額ハ更ニ議定スル迄ハ一箇年六萬フ  
ラニシテ超過スルコトヲ得ス此ノ年額  
ハ必要ナル場合ニ於テハ單ニ第二十  
四條ニ掲クル萬國會議ノ決議ヲ以テ  
増加スルヲ得ルモノトス

右ノ經費總額ニ對シ各國釀出割合ヲ  
定ムル為ニ締盟國並將來同盟ニ加入  
スル國ヲ六等ニ區分ス而シテ各等ノ  
釀出スヘキ單位ノ箇數ノ比例ヲ定ム  
ルコト左ノ如シ

第一等	二十五箇
第二等	二十箇
第三等	十五箇
第四等	十箇
第五等	五箇
第六等	三箇

右ノ系数ニ各等ノ國數ヲ乘シテ得タル積ノ和ハ箇數ノ總數ヲ示シ之ヲ以テ費用總額ヲ除シテ得タル商ハ一箇當リノ費用額ヲ示スモノトス

附  
關

各國ハ加入ノ際前記等級中其ノ屬セムト欲スルモノヲ言明スヘシ  
 瑞西聯邦政府ハ萬國事務局ノ豫算ヲ調製シ其ノ支出ヲ監督シ必要ナル立換ヲ為シ且毎年出納ヲ計算ス而シテ其ノ出納計算ハ之ヲ他ノ同盟國政府ニ報告スルモノトス  
 第二十四條 本條約ハ同盟制度ヲ完全ナラシムヘキ改良ヲ加エム力為修正ヲ加フルコトヲ得

右ノ如キ問題其ノ他同盟ノ發達ヲ裨益スヘキ問題ハ各同盟國ニ於テ順次開設スヘキ萬國會議ニ於テ各國委員之ヲ審議ス萬國會議ヲ開設スヘキ同盟國ノ政府ハ萬國事務局ノ協力ヲ得テ其ノ準備ヲ為ス事務局長ハ會議ニ列席シテ討論ニ加入スト雖議決ノ數ニ加ハラズ

本條約ノ變更ハ同盟ヲ組成スル各國一致ノ合意ヲ得ルニアラサレハ同盟

ニ對シテ其ノ效力ヲ有セス

第二十五條 同盟ニ加入セザル國ニシ

テ本條約ノ目的トセル權利ノ法律上ノ保護ヲ擔保スルモノハ其ノ請求ニ依リ加盟スルコトヲ得

右ノ加盟ハ書面ヲ以テ瑞西聯邦政府ニ申込ムヘシ而シテ該政府ヨリ之ヲ他ノ同盟國ニ報告スヘシ

新ニ加盟スル國ハ當然本條約ニ規定セル一切ノ條款ニ賛同シタルモノト

日本條約ニ規定セル一切ノ利益ヲ享  
受スヘシ然レトモ千八百八十六年九  
月九日附條約及千八百九十六年五月  
四日附追加規定ノ條項ヲシテ少クト  
モ一時本條約ノ當該規定ニ代ハラシ  
ムル必要ヲ認ムル場合ニ於テハ其ノ  
規定ヲ指示スルコトヲ得

第二十六條 締盟國ハ何時ニテモ其ノ  
殖民地若ハ在外領地ノ為本條約ニ加  
盟スルノ權利ヲ有ス

右ノ加盟ハ全殖民地若ハ在外領地ヲ  
加盟セシムヘキ一般ノ宣言又ハ特ニ  
加盟スヘキ部分ノ列擧若ハ單ニ其ノ  
加盟セサル部分ノ指摘ニ依リテ之ヲ  
為スコトヲ得ヘシ

右ノ宣言ハ書面ヲ以テ瑞西聯邦政府  
ニ通知スヘシ而シテ該政府ヨリ之ヲ  
他ノ同盟國ニ報告スヘシ

第二十七條 本條約ハ締盟國相互ノ関  
係ニ於テ千八百八十六年九月九日

附ベルヌ條約同日附追加條款及終局  
議定書ヲ包含ス竝千八百九十六年五  
月四日附追加規定及解釋宣言書ニ代  
ハルモノトス上記ノ諸條約ハ本條約  
ヲ批准セサル國トノ關係ニ於テハ仍  
存續スルモノトス  
本條約ノ調印國ハ批准交換ノ際斯  
ノ點ニ關シテハ仍從前ノ條約ノ規定  
ニ依ラムコトヲ希望スル旨ヲ宣言ス  
ルコトヲ得

第二十八條 本條約ハ之ヲ批准シ其ノ  
批准ハ遅クトモ千九百十年七月一日  
迄ニ伯林ニ於テ交換スヘシ  
各締盟國ヨリ批准交換ノ為批准書各  
一通ヲ差出シ他ノ締盟國ヨリ提出シ  
タルモノト共瑞西聯邦政府ノ記録中  
ニ之ヲ保管スルモノトス各締盟國ハ  
其ノ代ハリトシテ之ニ關與セシ各全  
權委員ノ記名シタル批准交換書一通  
ツツヲ受領スヘシ



第二十九條 本條約ハ批准交換後三箇  
月ヲ經テ實施セラルヘシ而シテ其ノ  
有効期間ヲ定メス同盟ヲ脱スルノ通  
知ヲ為シタル後一箇年ヲ經過スル迄  
有效ナルヘキモノトス  
右ノ脱盟ハ瑞西聯邦政府ニ通知スヘ  
シ右脱盟ハ其ノ之ヲ為シタル國ニ對  
シテノミ有效ナルモノニシテ他ノ同  
盟國間ニ於テハ依然本條約ヲ繼續ス  
ルモノトス

第三十條 本條約第七條第一項ニ定ム  
ル五十箇年ノ保護期間ヲ其ノ國法ニ  
採用スル國ハ之ヲ瑞西聯邦政府ニ書  
面ヲ以テ通知スヘシ而シテ該政府ハ  
直ニ之ヲ他ノ同盟國ニ報告スヘシ  
第二十五條第二十六條及第二十七條  
ニ依リ為シタル留保ヲ拋棄スル國ニ  
對シテモ亦前項ニ同シ  
右證據トシテ各全權委員ハ本條約ニ記  
名調印スルモノナリ

千九百八年十一月十三日伯林ニ於テ  
本書一通ヲ作り之ヲ瑞西聯邦政府ノ  
記録ニ保管シ其ノ認證謄本ハ外交上  
ノ手續ニ依リテ締盟國ニ交付ス

獨逸國

博士カール・フォン・スツット

フォン・コエルネル

ドゥレグス

ゲーベル・フォン・ハラント

ロホルスキー

白耳義國

ヨセフ・コーレル

オステリート

伯爵テラ・ファイト、ルツエルゲム

ジュールド、ホルヒグラーツ

ヴォーグエルマン

ジューゲルマレリニテンクローネ

ルエイ、ポロド、ベルナベ

ウーレユニオ、フェラツ

ジュール・カムボン

丁抹國

西班牙國

佛蘭西國

エーラヴィツス

ポール、ヘルヴィウー

エルルノール

ガヴァリー

ゼー、ブルトン

ジオルジュ、ルコント

エイチ、レー、ベルキエ

デオード、アール、アスクウイス

ジュー、ド、サリス

パンサ

### 大不列顛國

### 伊太利國

### 日本國

リペリヤ國

盧森堡國

モナコ國

諾威國

リユイギル

サミエール、オットレシギ

エミリオ、ゾネチアン

アヴ、オーギエスト、フエラリ

水野鍊太郎

堀口九萬一

フォン、コエルネル

伯爵ド、ワイラス

男爵ド、ローラン

クラウス、ホエル

瑞典國

タウベ

ペー、エム、アス、エクラス

瑞西國

アルフレド、フォニクラバレード

ツールブルヴェー、クラフト

突尼斯國

ジャングー

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐ミタル  
 日本國皇帝(御名)此ノ書ヲ見ル有衆ニ宣示ス  
 朕明治四十一年十一月十三日柏林ニ於  
 テ帝國全權委員ノ記名調印シタル文學  
 的及美術的著作物保護修正ニル又條約  
 ヲ閱覽點檢シ之ヲ嘉納批准ス  
 神武天皇即位紀元二千五百七十年明治  
 四十三年五月二十日東京宮城ニ於テ親  
 ラ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御名 國璽

外務大臣伯爵小村壽太郎

文學的及美術的著作物保護同盟

千九百八年十一月十三日伯林修正「ベルヌ」條約批准書保管覺書

千九百八年十一月十三日伯林ニ於テ調印セラレタル文學的及美術的著作物保護修正「ベルヌ」條約第二十八條ノ規定ニ準據シ且其ノ為獨逸帝國政府ヨリ各締盟國政府ニ致シタル招請ニ依リ下ニ署名スル委員ハ批准書ヲ檢閲シ且其ノ保管

手續ヲナス為今日會同セリ(委員氏名省  
署

此ノ同盟ヲ組成スル各國ノ委員ハ批准  
書交換ニ當リ左ノ宣言ヲナシタリ

一獨逸國、白耳義國、ハイツ國、リベリヤ國、盧  
森堡國、モナコ國及瑞西國ハ千九百八年十  
一月十三日修正ベルヌ條約全部ヲ批准シ  
タリ

二日本國ハ前記條約第二十七條ニ依リ  
左記留保ヲナシテ之ヲ批准シタリ

一著作物ヲ翻譯シ若ハ翻譯セシムル

著作者ノ特權ニ關シテハ日本帝國

政府ハ前記條約第八條ニ準據セス

シテ従前ノ通千八百九十六年五月

四日巴里調印ノ追加規定第一條第

三ヲ以テ改正セラレタル千八百八

十六年九月九日ノベルヌ條約第五條

ノ規定ニ準據スヘキコト

二音樂的著作物ノ演奏ニ關シテハ日

本帝國政府ハ千九百八年十一月十



三日ノ前記修正條約第十一條ニ準  
據セスシテ従前ノ通千八百八十六  
年九月九日ノベルヌ條約第九條第三  
項ノ規定ニ準據スヘキコト  
三左記各國ハ未夕批准書寄託ノ運ニ至  
ラス

丁持國、西班牙國、佛蘭西國、大不列顛國、伊  
太利國、諾威國、瑞典國及突尼斯國  
次ニ獨逸國皇帝、普魯西國皇帝陛下、白耳  
義國皇帝陛下、ハイチ共和國大統領、日本國

皇帝陛下、リベリヤ共和國大統領、盧森堡國  
大公殿下、モナコ國公殿下、瑞西聯邦政府ノ  
批准書提出セラレ何レモ良好妥當ナリ  
ト認メラレタルヲ以テ千九百八年十一  
月十三日修正ベルヌ條約第二十八條第二  
項ニ基キ瑞西聯邦政府ノ記録中ニ保管  
ノ為同國外務大臣ニ交付セラレタリ  
來七月一日マテニ前記修正條約ヲ批准  
セムトスル締盟國ハ同日マテハ批准書  
ヲ獨逸帝國外務省ニ交付スルコトヲ得

へし此ノ批准書ヲ同省ニ交付スル為ニ  
レテ同時ニ若シ必要アル場合ニ於テ第  
二十七條第二項ニ規定シタル留保ヲ記  
載スル文書ハ此ノ覺書ノ一部ヲ為スモ  
ノト認メ批准書保管覺書各箇ニ附隨セ  
レノ關係國委員各別ニ之ニ調印シ前記  
外務省ハ之ヲ各調印國委員ニ交付スヘ  
シ千九百八年十一月十三日修正ノ條約  
ヲ千九百十年七月一日マテニ批准スル  
國ハ等シク本條約ヲ千九百十年九月九

日ヨリ有效ナラシムル權能ヲ享有スル  
モノトス

千九百十年七月一日以後ニ於ケル本條  
約批准ハ瑞西聯邦政府へ通知シ同政府  
ハ之ヲ他ノ締盟國ニ通知スヘシ七月一  
日以後批准スル國ノ政府モ亦修正條約  
ヲ有效ナラシムル為本條約第二十九條  
ニ規定シタル三箇月ノ期間ニ準據セス  
レテ千九百十年九月九日ヨリ之ヲ有效  
トスルコトヲ得ヘキモノトス

右證據トシテ各列席委員ハ宣言及保管  
ニ關スル本覺書ニ記名調印スルモノナ  
リ  
千九百十年六月九日柏林ニ於テ千九  
百八年十一月十三日ノ條約第二十八  
條第二項ニ基キ本書十六通ヲ作ルモ  
ノナリ

獨逸國

ミエーシ

フオン、コエルネル

ドウニングス

白耳義國  
丁抹國  
西班牙國  
佛蘭西國  
大不列顛國  
ハイチ國  
伊太利國  
日本國

博士ゲーベル、フオン、ハラント  
ロボルスキー  
グレンドル  
ノルガアルド  
エルボロド、ベルナヘ  
ジュール、カムボン  
ダブリュー、イー、ゴツシエシ  
フリーシャール  
パニサ  
珍田捨巳

リベリヤ國	フオン、ユルネル
盧森堡國	伯爵ドグイラース
モナコ國	バット、ダヴリクール
ノ威國	ド、ダツテニ
瑞典國	トロール
瑞西國	アルフレッド、ド、クラパレード
突尼斯國	ジュール、カムボニ

千九百八年十一月十三日柏林ニ於テ調印セラレタル文學的及美術的著作物保護修正ベルヌ條約批准ニ關スル書柬

以書柬啟上致候陳者千九百八年十一月十三日柏林ニ於テ調印セラレタル修正ベルヌ條約批准書保管覺書第四頁第二項ニ遵ヒ本使ハ茲ニ佛蘭西及突尼斯ノ前記條約批准書ヲ閣下ニ致スノ光榮ヲ有

ニ候

此ノ二國政府ハ前記條約第二十七條ニ據リ左記留保ノ下ニ此ノ條約ヲ批准致候

工業ニ應用シタル美術物ニ関シテハ佛蘭西及突尼斯ノ西政府ハ文學的及美術的著作物保護同盟舊條約ノ規定ニ準據ス

本條約ハ右二國ノ為キ九百十年九月九日ヨリ效力ヲ生シ可申候

本使ハ茲ニ閣下ニ向テ敬意ヲ表シ候敬具

伯林千九百十年六月三十日

佛蘭西大使館

テオドールベルクハイム

外務大臣男爵ドレエーニ閣下